

構造計算適合性判定にあたっての基本方針

当センターでは、構造計算適合性判定が、法で定められた書類等に基づき特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合している建築物であるかを審査するものであることに鑑み、構造計算適合性判定に当たっては、以下の「基本方針」に沿って審査します。

申請者におかれましては、申請書等について図書相互の整合性の確認を十分行ったうえでご提出ください。

1 「モデル化」や「計算過程の適切さ」など工学的な判断に重点を置いた審査とします。

構造計算に当たってのモデル化の妥当性、構造計算各段階における解析方法、算定式や採用している数値など構造設計者が判断された工学的な内容の妥当性について重点的に審査し、不明確な点等について指摘します。

2 「施工性」や「品質管理」、「推奨事項」に関する事項については、原則として指摘しません。

法令に定めのない「施工性」や「品質管理」並びに2007年版構造関係の技術基準解説書などに「・・・することが望ましい。」といった表現で記載されていた、いわゆる「推奨事項」については、原則として指摘対象とはしません。

ただし、構造計算全体の流れ等を総合的に判断して、構造耐力への影響が大きいと思われる場合などには、構造設計者の「工学的判断」について質疑する場合がありますが、決して強制するものではないことがわかるよう配慮します。

3 建築主事等の審査範囲で気づいた事項については、「不整合事項」として、注意喚起します。

建築主事や指定確認検査機関が審査する範囲（例えば、構造図の断面リストと計算書の断面リストの整合性チェック）で不整合がある場合には、建築主事や指定確認検査機関、構造設計者に対し再チェックされるよう注意喚起します。